

皮革製品マイスター実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、我が国の優れた皮革製品（革靴・鞆等）の技術者を顕彰・広報し、広く世界の消費者等に周知を図ること等で、技術の維持向上と伝承、後進の育成及び皮革産業の発展を図ることを目的とし、対象とする皮革製品について最高水準の技術者として認められるJapan Leather Goods Meister（日本皮革製品マイスター）の名称及びマーク、認定要件、認定手続、顕彰等について規定する。

(名称及びマーク)

第2条 この要綱により定める皮革製品マイスターの正式名称はJapan Leather Goods Meisterとし、通称は日本皮革製品マイスター及び皮革製品マイスター、略称はJLGMとする。

2 皮革製品マイスターのマークは別図（省略）のとおりとする。

3 皮革製品マイスターの正式名称及びマークに関する一切の権利は、一般社団法人日本皮革産業連合会（以下「連合会」と言う。）に帰属する。

(正式名称等の表示の資格及び表示方法等)

第3条 皮革製品マイスターの正式名称及びマークの表示の資格者は、この要綱に基づき皮革製品マイスターの認定を受けた技術者（以下「認定技術者」と言う。）及び認定技術者が作成に従事する皮革製品の製造企業（以下「認定企業」と言う。）とする。

2 認定技術者及び認定企業（以下「認定技術者等」と言う。）は、自己又は自己の皮革製品について皮革製品マイスターを対外的に表示する際には、その正式名称を用いなければならない。

3 認定技術者等は、前項の表示の際に、正式名称に加えて、通称若しくは略称又はマイスター等の適切な用語を用いることができる。

4 認定技術者等は、前三項の表示に際しては、連合会が別に定める表示方法その他の条件を遵守しなければならない。また、皮革製品マイスターの品位を保持し、かつ、他者の権利を侵害しないよう、注意を払わなければならない。

5 認定技術者等が行った第1項から第3項までの表示により問題が生じた場合には、認定技術者等が速やかに対処するものとし、連合会は一切の責任を負わない。

6 認定技術者等でない者は、自己及び自己の皮革製品について皮革製品マイスターの正式名称及びマークの表示をしてはならない。

(認定要件)

第4条 皮革製品マイスターは、次の要件を満たす日本国内の技術者について、連合会が認定する。

一 対象とする皮革製品に関して、連合会及び当該皮革製品の製造に関連する連合会の正会員団体（以下「関係会員団体」と言う。）において、業界内で最高水準の技術者として認める者であること。

- 二 後進指導の能力及び意欲を有し人格の優れた者であること。
- 2 前項の認定要件の詳細は、連合会が関係会員団体と協議して、皮革製品の各種類毎に定める。

(認定手続)

- 第5条 皮革製品マイスターの認定を受けようとする技術者は、認定企業となるべき企業と連名で、連合会の定める様式による認定申請書を連合会又は関係会員団体に提出しなければならない。
- 2 連合会又は関係会員団体は、前項の申請書の提出があった場合には、相互に協議する。
- 3 前項の協議が整い、連合会の技術認定委員会及び人材養成委員会の審査において、認定すべきものと認めた場合には、連合会会長の名で申請者に連合会の定める様式による認定証を交付する。認定証の交付は、毎年度1回行うことを原則とする。
- 4 前項の認定は、対象となる皮革製品の種類毎に行うものとする。
- 5 第3項の規定に基づき認定を行わない場合には、申請者にその旨を通知する。当該通知を受けた申請者は、これについて不服を申し立てることはできない。ただし、将来において再度の申請を行うことを妨げない。
- 6 認定を行う理由又は認定を行わない理由は、これを開示しないものとする。
- 7 認定には条件を付すことができる。この場合には、認定技術者等はこれに従わなければならない。
- 8 皮革製品の各業種の組合、商工会議所、地方自治体、その他連合会及び関係会員団体の定める団体及び企業等（以下「組合等」と言う。）は、皮革製品マイスターの候補者を連合会又は関係会員団体に対して推薦することができる。ただし、皮革製品マイスターの認定を受けることとなる技術者及び認定企業となるべき企業の同意がある場合に限る。
- 9 前項の推薦については、第1項から第7項までの規定を準用する。

(認定の取消し)

- 第6条 認定技術者等に次の行為があった場合には、連合会は、皮革製品マイスターの認定を取り消すことができる。この場合には、認定取消証を交付する。
- 一 皮革製品マイスターの正式名称及びマークの表示に関して、連合会の定める事項に違反したとき。
- 二 前条第7項の条件に違反したとき。
- 三 次条第1項第3号の事業に協力しないとき。
- 四 前号までに掲げる他、この要綱の規定に違反したとき。
- 五 その他、皮革製品マイスターの信用を失墜させる行為があったとき。

(皮革製品マイスターの顕彰等)

- 第7条 この要綱の目的を達成するため、連合会は、関係会員団体の協力を得て事業計画及び収支予算の範囲内で、次の事業を行うものとする。
- 一 認定証授与のための式典の開催及び記念品の贈呈等による皮革製品マイス

ターの顕彰。

二 皮革製品マイスターに関する各種広報活動。

三 次世代の技術者育成及び指導のための各種事業。

2 認定技術者等は、連合会及び関係会員団体の定めるところに従って、前項第3号の事業に協力しなければならない。

(附 則)

この規定は、平成29年4月1日から施行する。